

にいがた Go To Eat プレミアム付きデジタル食事券発行事業委託業務  
仕様書

**1 委託事業名**

にいがた Go To Eat プレミアム付きデジタル食事券発行事業委託業務

**2 事業目的**

物価高騰等の影響を受けている県民及び県内飲食店を支援するため、プレミアム付きデジタル食事券による消費拡大キャンペーンを実施するとともに、県 LINE 公式アカウントを活用して県産農林水産物の魅力を発信することを目的とする。

**3 委託期間**

契約締結日の日から令和9年3月31日まで

**4 事業の概要**

プレミアム付きデジタル食事券概要

名称	にいがた Go To Eat プレミアム付きデジタル食事券（以下「デジタル食事券」という。）
食事券の種類	デジタル食事券 ※ 事業の目的及び業務内容等を踏まえ、より公平で分かりやすく、利便性の高い手法がある場合、他の電子サービスも提案可
プレミアム率	25%
プレミアム分の総額	1,875,000,000 円
発行総口数	750,000 口
発行総額	9,375,000,000 円
1口あたりの構成	12,500 円（うち、プレミア分 2,500 円）
販売価格	10,000 円
実施方法	販売・利用期間内（6月上旬～1月下旬）にデジタル食事券の販売・利用キャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を複数回実施すること（告知はキャンペーン毎に行う）。 ただし、キャンペーン毎に発行口数や期間、一人あたりの購入上限口数を変更するなど、完売に向けた工夫を盛り込むこと。
販売・利用期間	キャンペーン告知：令和8年5月中旬 販売：令和8年6月上旬～令和9年1月下旬 利用：令和8年6月上旬～令和9年1月下旬
販売（利用）対象者	新潟県内在住者 ※ 県 LINE 公式アカウントについて、下記5（3）、6（2）イ及び6（6）に留意し、販売口数に余剰が生じないよう取り組むこと。
参加店舗	県内に所在するキャッシュレス決済サービス加盟店舗等 ただし、接待を伴う飲食店として加盟店登録されている店舗等は除く
一人あたりの購入上限口数	提案による 広く県民が利用でき、かつ、販売口数に余剰が生じないよう、一人あたりの購入上限口数を工夫すること。 （下記6（5）（参考）の令和4年度・県版 Go To Eat 事業（紙冊子）の実績などを踏まえ提案すること。）

その他	<p>下記6(6)ア⑤及び(7)イ③④により、県産農林水産物や飲食店の魅力発信に繋がるプロモーションを実施すること</p> <p>なお、イベント等の回数や内容については、販売口数の余剰状況によって柔軟に対応できるようにすること。</p>
-----	--

**5 本事業の名称、対象とする店舗（参加店舗）及び販売対象者等**

- (1) キャンペーンの名称  
 キャンペーン用の名称、キャッチフレーズ、キービジュアルを提案すること。  
 ただし、Go To Eat のキーワードは必須とする。
- (2) 参加店舗の要件等  
 県内に所在するキャッシュレス決済サービス加盟店舗等とする。  
 ただし、以下の店舗を除く。
  - ・接待を伴う飲食店として加盟店で登録されている店舗等
  - ・直近で営業が認められない店舗
  - ・その他発注者が不相当と認める店舗
- (3) 販売（利用）対象者  
 新潟県内在住者とする。  
 ただし、県 LINE 公式アカウントの友だち追加を行い、かつアンケートに回答した者に、県 LINE 公式アカウントを通じてデジタル食事券の購入用 URL を配信する。

〈委託者と受託事業者の役割分担〉

	委託者	本事業受託事業者
県 LINE 公式アカウントによるアンケートの実施	キャンペーン告知日以降	—
アンケート回答者に購入用 URL* の配信	回答受付後、随時	購入用 URL* を委託者に提供

※共通 URL を基本とする。

**6 委託業務内容**

- (1) 事務局の設置  
 契約締結後速やかに、業務全般の総括や発注者との連絡調整窓口を担う事務局を設置すること。  
 なお、本仕様書に記載の業務が円滑、かつ確実に実施できるよう、以下の体制を備えること。
  - ア 情報管理体制  
 受託者は、本業務を通じて収集した個人情報や購買データ等の情報の全てを、厳密に管理する。
  - イ 運營業務全体の統括等の体制  
 受託者は、実施にあたっては責任者を定め、運營業全体の統括、委託者や利用者・参加店舗等との調整窓口等を担う。
  - ウ 全体のスケジュール管理  
 受託者は委託者に対し、適宜進捗を報告すること。特に参加店舗の登録状況、デジタル食事券の販売・利用・換金状況、コールセンターへの問い合わせ件数及び内容については、定期的に委託者への報告が可能な状態にする。

## エ 金銭の管理

受託者は、デジタル食事券販売に伴う売上金及びプレミアム分については、換金を行うまで適切に管理する。デジタル食事券販売に伴う売上金とプレミアム分の出納状況及び残高等は適宜、委託者への報告が可能な状態にする。

## (2) デジタル食事券システム構築・運営業務

### ア 全般

- ① キャッシュレス決済サービス等を活用し、県内店舗のみで利用可能なデジタル食事券とする。クレジットカード未保有者等も含めて幅広く利用が可能なシステムとする。
- ② 1セット 12,500 円分を 10,000 円で販売する。
- ③ 販売対象者は、県内在住者に限定し、以下に留意した上で、一人あたりの購入上限を提案すること
  - ・広く県民が利用でき、かつ、販売口数に余剰が生じないように、一人あたりの購入上限口数を工夫すること。
  - ・キャンペーンで販売口数に余剰が生じ得た場合は、次回キャンペーンにおいて完売に向けた措置を講じること。
- ④ スマートフォン等で使用するキャッシュレス決済サービスの専用アプリ、又はブラウザ等（以下、「専用アプリ等」という。）から利用できるものとし、利用者が同サービスの残高を保有しうる場合は、既存分と分けて本事業のデジタル食事券を個別に、1 円単位での決済や残高の管理が可能なものとする。
- ⑤ デジタル食事券の 1 回あたりの支払いは、利用上限を設けないこと。
- ⑥ スマートフォン等を活用した発行・決済ができることとし、iOS と Android 等の端末に対応すること。なお、デジタルが苦手な方にも配慮されたものであること。

### イ 販売手続き等

- ① 運転免許証、マイナンバーカード等から居住地を確認し、県内在住者に限定販売すること。

なお、購入希望者が予め住所変更等の準備ができるよう、利用開始までに一定の告知期間を設けること。
- ② 県 LINE 公式アカウントの友だち追加を行い、かつアンケートに回答した者が専用アプリ等でデジタル食事券を購入できる URL（共通 URL を基本とする）を発行し、委託者に提供すること。

なお、当該 URL は、県 LINE 公式アカウントを通じて、前段の条件を満たした者に対し、リッチメニューへの表示、メッセージの自動配信その他の方法により案内するものとする。

なお、当該案内を行うために必要な県 LINE 公式アカウントの配信・表示制御等に係るシステム改修については、告知開始日（令和 8 年 5 月中旬予定）までに、委託者が実施するものとする。

ただし、やむを得ない事由により当該方法による案内が実施できない場合の取扱いについては、委託者と受託者が協議の上、別途定めるものとする。
- ③ デジタル食事券を購入後、速やかに店舗での利用が可能な状態にすること。
- ④ デジタル食事券代金の支払いは、クレジットカード払い、ATM での支払い等複数の方法を設定すること。
- ⑤ 販売代金以外の手数料、サービス利用料等は本契約金額に含めるものとし、購入者は負担しないものとする。
- ⑥ 随時、デジタル食事券の販売金額、利用状況、残数を突合し、齟齬のないよう適切に管理すること。

- ⑦ デジタル食事券を装った振り込め詐欺などの「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」等の被害が発生しないよう利用者へ適切な周知・喚起に努めること。
- ⑧ 虚偽申込みや転売などの不正行為を防止する措置、チェック方法、利用者周知などをあらかじめ講じるとともに、不正が認められた場合には速やかに、必要な措置を講じること。また、不正の疑いが認められる事象については、委託者に速やかに報告するとともに、対応について委託者と協議すること。
- ⑨ その他、デジタル食事券の販売の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとする。

(3) 参加店舗及び利用者の募集・管理業務等

ア 参加店舗の募集・管理業務等

- ① 参考店舗での周知・利用促進  
参加店舗への事業の周知を行うこと。  
上記5(2)「ただし、以下の店舗を除く」に該当する店舗及び辞退の申し出があった店舗は登録対象外とすること。
- ② 参加店舗のキャッシュレス決済サービスへの登録及び店舗をマップ等で公開  
参加店舗をキャッシュレス決済サービスへ登録すること。  
デジタル食事券の販売開始時及び利用開始時点における参加店舗のマップ等を作成し、専用アプリ等で公開すること。なお、販売後、利用開始後においても参加店舗の募集を継続し、専用アプリ等で公開するマップ等は適宜更新を行うこと。
- ③ 新たな参加店舗の募集及び登録  
これまでキャッシュレス決済サービス等の登録をしていない店舗に対し、参加店舗となる条件、メリット、負担等についての情報提供を行い、希望する店舗が参加しやすい環境を整備すること。  
なお、上記募集の開始日は、キャンペーンの告知開始日と併せること。
- ④ 参加店舗等向け説明動画等の製作  
参加店舗等に対するキャンペーン説明用の動画等を製作し、ウェブサイト等で掲載するなど、参加店舗等への説明環境を整備すること。
- ⑤ 参加店舗の登録  
登録は随時受け付け、参加要件と合致しているかの確認を行い、データ管理を行うとともに、随時、委託者に参加店舗候補のリストを提出し、選定の可否について諮ること。
- ⑥ マニュアル及び広報物等の作成・送付  
マニュアル及び広報物等を必要数作成し、参加店舗に送付すること。
- ⑦ 運営方法及び換金スケジュール  
運営方法及び換金スケジュール等について、全ての参加店舗にもれなく周知すること。
- ⑧ 広報素材  
デジタル食事券の参加店舗であることを利用者が容易に認識できるよう、店内掲示用のポスターやポップ等を作成し、参加店舗に送付すること。
- ⑨ デジタル広報素材  
参加店舗の自社HPやSNSで発信できるデジタル広報素材を製作するとともに、いつでも利用可能な環境を整備し、参加店舗等による活発なキャンペーン告知を促進すること。
- ⑩ 上記⑧及び⑨において、県が運営する県推進ブランド品目紹介サイトに誘導させるなど、県産農林水産物がPRできる仕組みを構築すること。  
県推進ブランド品目紹介サイト URL：<http://niigata-brand.jp/>

⑪ その他

その他、参加店舗等の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとする。

イ 利用者の募集・管理業務等

① 利用者の周知・利用促進等

事業を広く周知するための効果的な手法を用いること。

事業周知の内容については、デジタル食事券に関することや利用方法に関すること、専用アプリ等に関すること、参加店舗に関する事など、利用に当たっての疑問点の解消や購入の動機付けに繋がる内容であること。

② 購入方法

専用アプリ等で購入希望の受付ができること。

③ 県内在住の確認等

県内在住確認は、専用アプリ等で審査を行うものとする。

④ デジタル食事券の利用者向け説明動画等の製作

県LINE公式アカウントの友だち追加、アンケート回答、デジタル食事券の購入用URLの受信及び購入から利用方法までの一連の手続きなどを説明する動画等を製作し、ウェブサイト等で掲載するなど、利用者への説明環境を整備すること。

(4) ウェブサイト開設・運營業務

ア 業務内容

業務内容契約締結後、速やかにキャンペーン用の公式ウェブサイトを開設し、参加店舗向けの情報、利用者向けの情報、法令で表示が定められている情報等を掲載するとともに、必要に応じて更新する。

イ 留意事項

① 参加店舗、利用者向けの各専用ページによるデジタル食事券の利用を案内するページの作成は必須とし、デジタル食事券の概要、店舗の参加方法、購入方法、利用方法、禁止事項、参加店舗等の内容が分かるような構成にすること。

② 申込み方法、購入方法、利用方法等については、動画（上記(3)ア④イ④）を掲載し、スマートフォンの取り扱いに慣れていない利用者の利便性を図ること。

③ 参加店舗等の情報については、マップから検索ができるようにするなど利用者に分かりやすい案内とすること。

④ 県推進ブランド品目を取り扱う飲食店の情報など、県産農林水産物や飲食店の魅力発信に繋がる情報をキャンペーン期間中継続的に掲載すること。

⑤ 下記6(6)ア⑤及び(7)イ③④のイベント等の情報を掲載すること。

⑥ ウェブサイトは、ポスターやポップ等と統一した意匠等を利用するとともに、ウェブアクセシビリティに配慮し作成・運営を行うこと。

(5) コールセンター運營業務

ア 業務内容契約締結後、速やかに電話回線を設置し、利用者、参加店舗等からの問合せに十分対応できる体制を構築すること。

イ 稼働期間

告知開始日（令和8年5月中旬予定）から、利用期間終了後1か月（令和9年2月下旬）の約9ヵ月間とし（土日祝日を含む）、開設時間は利用者、参加店舗の利便に十分配慮したものとすること。

(参考) 令和4年度・県版 Go To Eat 事業（紙冊子）における問合せ件数

- ・販売期間：令和4年10月20日～12月30日
- ・利用期間：令和4年10月20日～令和5年1月31日
- ・購入上限：1回の購入で2冊まで  
ただし購入回数に制限なし

- ・発行冊数（販売率）、プレミア率：50万冊（84.5%）、20%
- ・参加店舗：4,996店舗
- ・コールセンター設置期間：令和4年9月22日～令和5年3月24日

【コールセンター対応実績】

	利用者	参加店舗	合計
9月	122	383	505
10月	1,871	1,403	3,274
11月	888	1,495	2,383
12月	328	782	1,110
1月	160	449	609
2月	29	291	320
3月	7	32	39
合計	3,405	4,835	8,240

ウ 留意事項

- ① 対応する問合せ内容は、本業務のほか、県LINE公式アカウントの友だち追加及びアンケートに係る一般的な操作方法も対象とする。  
なお、県LINE公式アカウントに係る事項については、事前に委託者からマニュアル等を配付する。
- ② プロモーションやイベントなど、受託業務全般に対する問合せにも対応すること。
- ③ 円滑な業務遂行が可能な回線数を確保すること。
- ④ 問合せの増加が想定される期間は、オペレーター人員の確保や時間延長を行うなど問合せに対し速やかに対応できる体制を整えること。
- ⑤ デジタル食事券に関する内容の他、スマートフォンやキャッシュレス決済に不慣れた県民については特に丁寧な説明を行うこと。
- ⑥ 苦情等については、特に慎重に対応することとし、苦情の内容及び対応については、委託者に適宜報告すること。
- ⑦ 本業務によって知り得た個人情報については、特に慎重に取り扱うこと。
- ⑧ 問合せの傾向が把握できるよう、項目毎に分類・集計し、適宜に委託者に報告すること。

(6) プレゼント企画業務

ア 業務内容

- ① 県LINE公式アカウントの友だち追加を行い、かつアンケートに回答した者に、県産農林水産物を含む特典を抽選でプレゼントする企画を実施し、デジタル食事券の完売に繋げること。  
※ 当選者の抽選までは、委託者が行うものとする。
- ② プレミアム率25%に加えて、更に得するプレゼント企画として県民に訴求するとともに、併せて、県産農林水産物の魅力発信に繋がる効果的なプロモーションにすること。
- ③ プレゼントの内容や点数等は、景品表示法等を遵守しながら、可能な限り特典を増やし、デジタル食事券の購入の動機付けに繋げること。
- ④ プレゼント品目は、下記イの県推進ブランド品目も含めて提案すること。  
なお、委託者からプレゼント品目について提案する場合もある。
- ⑤ プレゼント企画の実施に当たっては、期間を通じて本事業を牽引できるイベント等を複数回実施すること。

イ プレゼント品目とする県推進ブランド品目

県推進ブランド品目のうち、錦鯉を除く7品目は、全てプレゼント品目に含めること。

- ① 新潟米、② 新潟産えだまめ、③ ル レクチエ、④ 越後姫、⑤ にいがた和牛、⑥ のどぐろ、⑦ 南蛮エビ

※ 旬の時期等の詳細は、6（3）ア⑩の県推進ブランド品目紹介サイトを参照

(7) 広報業務

ア デジタル食事券公式ウェブサイトの開設・運営

上記6（4）「ウェブサイト開設・運営業務」を参照すること

イ 広報の内容

- ① ポスター、チラシ、動画等の広報素材の作成、各種メディアを活用した事業周知等、参加店舗等及び利用者向けに効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。
- ② 飲食店舗及び利用者向けの参加手続きを説明する動画等（上記6（3）ア④イ④）を製作するとともに、閲覧しやすい環境を整備し、広報すること。
- ③ 県産農林水産物を使用する飲食店と連携したイベントを実施するなど、県産農林水産物や飲食店の魅力発信にも繋がるプロモーションを実施すること。
- ④ その他、各種メディアに取り上げられるパブリシティを複数回行うなど、デジタル食事券の利用を促進するプロモーションを実施すること。
- ⑤ その他広報の詳細については、委託者と協議の上決定するものとし、上記6（6）ア⑤及び（7）イ③④のイベント等の回数や内容については、販売口数の余剰状況によって柔軟に対応できるようにすること。

(8) 資金管理業務等

ア 参加店舗に関するもの

- ① 参加店舗に配慮した決済手数料(率)であること。
- ② 上記手数料以外に参加店舗の負担がないこと。
- ③ 参加店舗に配慮した換金スケジュールであること。
- ④ 各参加店舗が指定した口座へ換金額を振り込むこと。
- ⑤ 換金データを作成するなど、参加店舗での偽造・不正の防止策を講じること。
- ⑥ 参加店舗がキャッシュレス決済の履歴等（利用状況、振込予定日等）の確認ができるようにすること。

イ 委託料等に関するもの

- ① 委託料の額の報告  
受託者は、デジタル食事券の利用期間が終了後、速やかに業務委託料を算出し、委託者に報告しなければならない。
- ② デジタル食事券の販売未了額及び未使用分の取り扱い  
利用期間終了後、プレミアム分の原資について、デジタル食事券の販売未了額及び未使用額は、委託者に納めるものとする。

(9) セキュリティに関する業務

ア 不正購入防止

同一人物が複数の端末を用いて、上限を超える購入申込み、実在しない人物からの購入申込みができないよう対策を講じること。

イ 不正利用防止

参加店舗、利用者に対し、禁止事項を明示し周知徹底に努めるとともに、それに反した行為に対する参加店舗への措置を予め示すこと。また、その他、効果的な不正利用防止に関する取組みについて検討・実施すること。

#### ウ その他

本事業に供するシステム全般について、不具合等なく円滑な運用を行うとともに、個人情報及び店舗情報等の保護等、セキュリティに万全の対策を講じること。

#### (10) 効果検証業務

本事業の効果検証のため、以下を実施すること。効果測定は参加店舗の規模別、業種別等、多角的な分析を行うこと。

ア 利用者の属性情報（年齢・性別・居住地区等）と利用頻度・利用額や利用傾向等の状況等について、一人あたりの利用店舗の数、業種別、地域別、年齢別等を集計し報告書に記載すること。

#### イ 報告時期

下記7「事業報告」と合わせて報告すること。

### 7 事業報告

本事業の委託金額を確定するため、一連の発行業務により収集した販売・換金等データを基に報告書を作成すること。報告書には、効果検証の結果も含めること。

### 8 成果物

本事業の成果物及び提出期限は以下のとおりとする。

成果物	提出期限	数量
事業報告書	令和9年3月19日	1
参加店舗データ	随時	—
販売データ	随時	—
コールセンター対応記録	随時	—
換金データ	随時	—

※ 事業報告書には参加店舗データ、デジタル食事券販売・換金データ、コールセンター対応データ、効果検証結果は必ず掲載すること。

※ 成果物は、A4縦綴じ冊子及び電子データでの提出とする。

### 9 再委託

受託者は、業務の一部を再委託することができる。その場合、委託者に事前に書面で承認を受けなければならない。

### 10 検査

- (1) 受託者は、委託者が定める期間ごとに事業の実施状況を報告するものとし、また事業が完了したときは、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他の処置を執るものとする。

### 11 データ保存・調査等

- (1) 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。
- (2) 本事業は、県の監査対象事業であるとともに、国の地方創生臨時交付金（以下、「交付金」という。）を活用するものであり、会計検査院による会計実地検査の対象となりえることから、受託者は、業務に伴い収集、作成したデータや経理に関する帳簿を、事業終了後5年間適切に管理すること。また、交付金の適正な執行を確認するために

本仕様書に定める成果物以外にも、委託者は受託者に対し、必要に応じて資料の作成や根拠を求める場合がある。その際は求めに応じて積極的に協力すること。

## 12 その他留意事項

- (1) 受託者が、本事業のため作成し、配布・公表する資料等の内容及びデザインやプレゼント企画は全て委託者と協議の上、決定すること。また、委託者は校正を必要回数行うことができる。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 契約書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、別途定めるものとする。
- (4) 受託者は、常に委託者と緊密に連携を図り、効率的な遂行に努めなければならない。
- (5) 受託者は、本事業における資料等はすべて明確にしておかなくてはならない。
- (6) この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。
- (7) その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、別途定めるものとする。

## 13 関係法規等の遵守

- (1) 受託者は、関係法令等を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報取扱特記事項」及び別紙4「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務を委託者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、別紙3「個人情報取扱特記事項」及び別紙4「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守させなければならない。